

第553号

主な記事

- ・75歳以上窓口負担4パターンに (1面)
- ・眼疾患勉強会 (1面)
- ・インボイス制度が医療機関に与える影響 (2面)
- ・会長談話 (2面)
- ・育児介護休業法改正のポイント (3面)
- ・オンライン資格確認義務化「反対」6割 (4面)



発行所 岩手県保険医協会

〒020-0034
盛岡市盛岡駅前通15-19
TEL 019-651-7341(代)
FAX 019-651-7374
発行人 小山田 榮二
https://www.i-hoken-i.org
購読料 年2,400円(〒別)
会員の購読料は会費に含まれています。

(表1) 後期高齢者の窓口負担

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	自己負担額	区分	自己負担額
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割 ※負担増額3,000円以上の人は1割+3,000円
		一般所得者等	1割

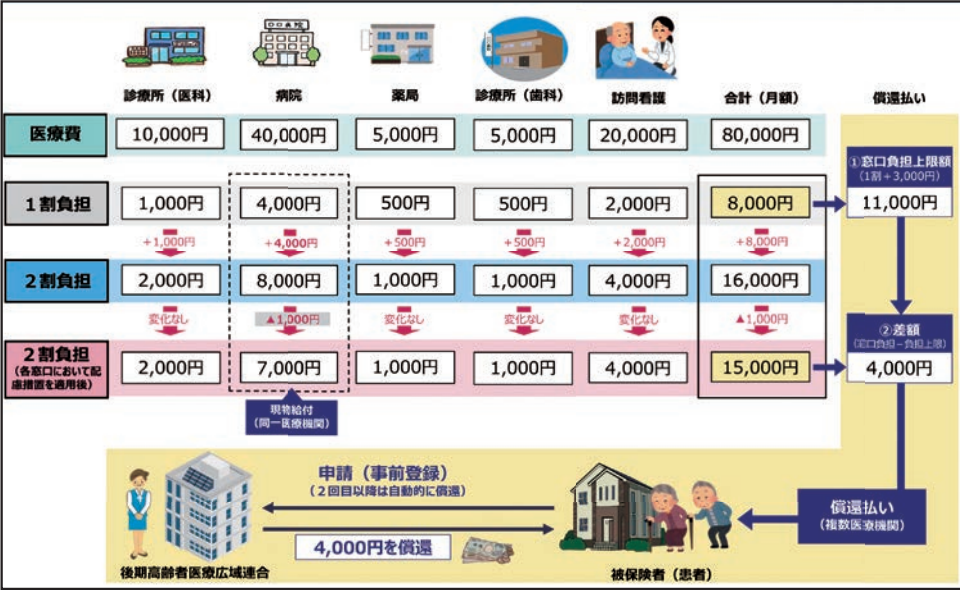
(表2) 窓口負担の計算例

同一医療機関で1カ月の医療費が50,000円(5,000点)の場合

窓口負担1割のとき ①	5,000円
窓口負担2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
窓口徴収額 ①+④	8,000円

注：複数医療機関・薬局との合算で④の額を超えた金額は償還払い

(表3) 配慮措置の仕組み



厚労省：医療機関等職員向けリーフレット(令和4年8月版)より

75歳以上窓口負担4パターンに

10月から

1割と2割の差額3,000円を上限に徴収

10月から実施された一定所得者の後期高齢者の窓口負担2割化により、

後期高齢者の窓口負担は1割、2割、3割に分かれます(表1)。

2割負担になる場合、激変緩和措置として、2025年9月30日まで、外来受診における1カ月の負担増額を最大でも3千円とする措置が設けられました。激変緩和措置は、同一医療機関での

例えば、1割負担の負担額が5千円の人には2割負担により負担額が1万円となり、差額の5千円のうち3千円を上限として1割負担の5千円に乗せするため、窓口徴収額は8千円となります。

受診については現物給付となるため、窓口で1割から2割の差額分を計算し、3千円を上限として徴収します。

差額が3千円に満たない場合はそのまま2割負担の額を徴収します(表2)。

複数回受診で月の途中で差額が3千円を超えた場合、前回までの負担額と合わせて計算しなくて

複数の医療機関・薬局での超過額の取り扱い

複数の医療機関や調剤薬局での窓口負担は、申請により合算して取り扱うこととなり、1カ月当たりの負担増額3千円を超える分が高額療養費として、患者さんが事前登録した口座へ4カ月をめぐりして償還されます(表3)。事前登録をしていない場合は、広域連合

はなりません。レセコンを導入している医療機関は更新により自動的に計算されますが、導入されていない医療機関では患者さん一人ひとり計算しなければなりません。

から10月上旬に申請書を送られてきます。後期高齢者の窓口負担は1割、2割、3割となる上、2割の中でも負担増額の差額が3千円を超える人は1割プラス3千円という4パターンの負担額になります。

10月からの2割負担化に伴い、後期高齢者の保険証は7月、10月の間に2回、対象者へ配布されます。7月に送付される有効期限が8月1日、9月30日までの保険証(桃色)と9月に送付される有効期限10月1日、2023年7月31日までの保険証(水色)です。10月で負担割合が変更となるため再度更新しなくてはならず、無駄な予算と患者さんに混乱を生じさせることとなりました。(参考：東京保険医新聞)

加齢に伴う眼疾患について学ぶ オンライン併用で勉強会開催

9月16日(金)、盛岡のアイーナで「更年期に始まる『アイフレイル』とは?」女性の更年期と眼科疾患」と題する勉強会を、谷藤眼科副院長の谷藤典



講師の谷藤典子先生(右)と司会を務めた加藤常任理事

子先生を講師に行いました。

「アイフレイル」とは、加齢による目の機能低下で、早期発見により目の健康寿命を延ばすことが可能となりました。

加齢に伴う代表的な眼疾患として白内障とドライアイを挙げ、目が疲れる、ゴロゴロする等の違和感の原因はドライアイかもしれないため、ドライアイチェックをして1つでも当てはまる場合、また、10秒間瞬きせずに

後期高齢者保険証は10月までに2回送付

10月からの2割負担化に伴い、後期高齢者の保険証は7月、10月の間に2回、対象者へ配布されます。7月に送付される有効期限が8月1日、9月30日までの保険証(桃色)と9月に送付される有効期限10月1日、2023年7月31日までの保険証(水色)です。10月で負担割合が変更となるため再度更新しなくてはならず、無駄な予算と患者さんに混乱を生じさせることとなりました。

減のしじみ

一輪のコスモスが路上に秋を告げている。舗装路にはまとまった土は無く、植物の居場所も無いように思う。しかし、眼を凝らすと、コンクリートやアスファルトで固めた路上やビルの壁の割れ目、裂け目には、草や木さえも生えている。国道4号線の中央分離帯にも、緑の葉がそよいでいる。

これらの無機質な人工物の隙間には、風や水、あるいは動物や車やらが彼等の種を運んで来る。望まなくても彼等はそこで生きてゆくしかないのだ。花も咲けば実までもつけて、ど根性トマト・スイカ・イチゴ等と、ニュースで囁かれることもある。さぞや窮屈だろう、苦しいだろう、ひもじいだろうと想っていた。ところがそんな想いは一変した。こんな事を研究している学者に巡り会った。

実は彼等、植物にとって、隙間は天国だと言う。生物界は弱肉強食、常に相手と死ぬか生きるかのせめぎ合いをしている。劣悪に見えた路上の隙間は競争相手のつけ入る隙の無い場所なのだ。隙間は、雨水が供給・保持され、陽をささげる相手も居ない安穏な環境なのだ。

植物も生き物、我々ヒトと同じだ。不幸に見えて、幸せあるいは幸せに続く道というところもある。逆に幸せに見えて、それが不幸に続く道になりもする。

白隠禅師は云った、「天国も地獄も同じ」...と。(佐渡)

消費税適格請求書等保存方式(インボイス制度)が医療機関に与える影響

1. はじめに

今回は、インボイス制度導入による医療機関への影響について解説いたします。令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されると、適格請求書発行事業者(インボイス登録事業者)が交付したインボイスでなければ、領収書を発行した相手先において経費にかかる消費税額を控除することができません。また、金額を修正して請求書を再発行する場合や、相手先が紛失したため再発行する際にも、原則として正しい金額で再度交付しなければならない義務も発生します。医療機関への影響と対応について解説いたします。

2. 消費税課税の基礎知識

消費税の課税対象は、「課税売上高」です。保険診療収入は非課税売上となります。

一般的なクリニックにおける課税売上高は、主に以下の3つです。

- ① 自費診療収入(産婦人科における妊娠出産にかかる収入等、一部対象外あり)
- ② 物品販売
- ③ 固定資産の売却

消費税の免税事業者となることができるのは、基準期間(前々年度の対象期間)の課税売上高が1千万円以下の場合です。

課税事業者が消費税の納税額の計算を行う場合、基準期間の課税売上高が5千万円以下の場合、事前に届出した上で簡易課税制度を用いて納税額の計算を行うことができます。消費税の税額計算を行う場合に、通常は取引ごとに仕入税額控除を抜き出して集計するのですが、簡易課税制度の場合は課税売上に対して一定の率の課税仕入があったものとみなして、課税売上高のみをもとに簡単に納税額を計算することができる制度です。これによって本則課税よりも、消費税額の計算が容易になります。

3. 課税売上高の金額別のインボイス制度への対応一覧

課税売上(自費診療収入等)の年間金額	1,000万円以下	1,000万円超~5,000万円以下	5,000万円超
現在の自院の状況	自院が免税事業者である	自院は課税事業者であり、簡易課税制度を採用している	自院は課税事業者であり、かつ本則課税である
インボイス登録	不要	必要 (場合によっては不要※1)	必要
インボイス制度導入後の対応	免税事業者の場合、自院は消費税を納める必要がないため、今後特に対応は不要となる。 (登録した場合、1,000万円以下であっても消費税を納税する必要がある。)	インボイス登録を行えば、取引相手が事業者であったとしても、インボイスを発行することで相手方の仕入税額控除に貢献することができる。自院は簡易課税事業者なので、インボイス制度がスタートしても、制度の変更による納付税額の増減はない。このケースではインボイス制度の影響はほぼ無いといえる。	適格請求書発行事業者としての登録を行うことで、取引相手にデメリットを生じさせることは想定されない。
検討しなければならないケース	課税売上高が一定以上ある医療機関は、依頼企業との取引機会を失わないために、取引単価の見直しを検討するようなケースも想定される。その場合は、消費税を別で表示せず本体価格に含む形式の請求書を作成する、企業側の要請に応じて、インボイス登録をして、消費税をプラスした価格で請求書を作成する、などの対策は必要になる。前者の場合には、インボイスの登録をしていないため、「消費税額」として請求することは実質できなくなる。ただし、現状のまま取引を続けることが可能であることも十分考えられる。	※1 例えば課税売上高が年間1,000万を若干超える程度であり、毎期消費税を納税しているが、そのほとんどは患者個人への自費診療売上である場合には、売上先が事業者ではなく、インボイスの有無が関係しないため、インボイス登録をしない選択をすることができる。その場合、納税する消費税額は変わらないが、課税売上高が1,000万円を下回り、免税事業者になった場合に、インボイス登録事業者の登録の取り消しをわざわざ届出なくても良いメリットがある。	自院の消費税の納付については、例えば歯科医院において外注先である技工所が免税事業者の場合には、適格請求書発行事業者の登録を行っていないと、消費税額計算において仕入税額控除を受けることができない。そうするとインボイス制度開始前よりも税負担が大きくなってしまふため、外注先が個人事業や零細企業であってインボイス登録していない場合には、制度導入以降の取引について何らかの検討が必要になる。

をしておく必要があると予想されます。しかし、**課税売上高が1千万円以下の個人クリニック等は、あえてインボイス登録をしなくても税務上は問題にならないケースがほとんどだと考えられます。**

インボイス制度開始前と開始後で大きく税メリットが変わる場合がありますので、いずれにしても詳しくは顧問税理士等の専門家へお尋ねください。

智創税理士法人 盛岡事務所 代表社員税理士 榎山直孝

会長談話

9月6日、盛岡市の子どもの医療費助成の対象が高校生まで拡充する方針であるということが報道されました。久慈市も同様の方向で準備を進めており、これで、既に来年度から拡充が決定している滝沢市を含め、子ども医療費助成が、県内全ての自治体において高校生まで実施されることとなります。まずは、盛岡市の英断に敬意を表します。

一方、県内33自治体のうち独自の上乗せ制度を

設けて窓口負担を無料にしているのは19自治体にとどまっています。また所得制限があることによつて、一定の所得があれば医療費助成の対象としない自治体もあります。

国による自治体へのペナルティを廃止し、全国一律の医療費助成制度を求めます

盛岡市は現時点では所得制限がありませんが、市の担当者によれば、今後、所得制限を設けるかどうかは回答できないとのことでした。給付方法については、現在中学生まで適用している現物給付ではなく、高校生の助成分につ

いては、医療機関の窓口でいったん負担し後日還付される「償還払い」を適用します。制度が高校生まで拡充される点では県内一律、足並みが揃うものの、窓口負担は地域差が生じて

歯止めがかかっていません。子育て支援の一環として、子どもがお金の心配なく安心して医療が受けられるようにと、子どもの医療費無料化の実現に向けて、地域住民や医療関係者による運動が展開されて

いる状況です。全市町村での窓口負担を無料とすることを改めて求めたいと思います。日本の総人口は減少傾向にあり、中でも18歳以下の子どもの人口は過去最低を更新し、少子化に

請を重ねてきました。現在、自治体が独自の子育て支援策として子どもの医療費助成を実施していますが、本来は、国が全国一律に助成を行うべきです。ところが国は自治体が現物給付を行

なっている場合、財政に余裕があるとして、地方交付金を削減するというペナルティを科している。国は、住民の健康を守る、子育て支援のために努力している自治体を支援するべきであり、ペナルティを科すなど、禍のほかです。コロナ禍が長期化する中、労働環境の悪化に加え、光熱費や物価の急激な上昇が子育て世代の経済的困難をさらに深刻にしています。国の少子化対策、子育て支援に対する抜本的な政策の見直しを求めます。

4. 「今後、免税事業者の医院が経費の支払先からインボイス登録を迫られるか？」という疑問について

こちらは、医療卸メーカーや、薬の卸メーカー、借りているテナントオーナーなどからインボイス登録を求められるのでは、という状況を想定しての疑問かと思えます。これらの取引業者は、免税事業者のクリニックにとっては売上先であり、インボイスの関係する課税仕入には関係ない話となります。よって、取引業者は仕入税額控除ができないという状況にはならないと考えられますので、あくまで免税事業者のクリニックは、インボイス登録の有無を「課税売上高」で判断するということが良いかと思えます。

5. MS法人への影響

MS法人の活用としてクリニックの建物を保有させるというケースの場合、現在であれば院長先生個人からMS法人がクリニック建物を購入し、院長先生が発行する請求書等で仕入税額控除を受けることができます(仕入税額控除が多額になる場合は消費税還付)。しかし、インボイス制度がスタートすると院長先生個人は適格請求書等発行事業者ではないため、インボイスを交付することはできず仕入税額控除(消費税還付)を受けることができなくなります。令和5年10月以降直ちに仕入税額控除が0となるわけではありませんが、個人資産を不動産管理会社やMS法人に売却する場合のようにMS法人へ資産の集約等を検討されている場合には、令和5年9月までに実行されることをおすすめ致します。

6. 最後に

以上のように、自院の状況によって受ける影響はさまざまです。皆様のクリニックは上記3.の表のどのケースに当てはまるかを確認し、対応を検討しましょう。規模の大きなクリニックにおいて、企業健康診断・集団予防接種・治験などの課税売上高が多い場合には、インボイス登録

◆出生時育児休業(産後パパ育休)と育児休業の分割取得の改正概要

	産後パパ育休 育休とは別に取得可	育児休業制度	育児休業制度
施行日	2022年10月1日～		2022年9月末まで
対象期間 取得可能 日数	子の出生後8週間 以内に4週間まで 取得可能	原則子が1歳(最 長2歳)まで	原則子が1歳(最 長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間 前まで※	原則1ヵ月前まで	原則1ヵ月前まで
分割取得	分割して2回取得 可能(初めにまと めて申し出ること が必要)	分割して2回取 得可能(取得の 際にそれぞれ申 し出)	原則分割不可
休業中 の就業	労使協定を締結し ている場合に限 り、労働者が合意 した範囲で休業中 に就業することが 可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降 の延長	—	育休開始日を柔 軟化	育休開始日は1 歳、1歳半の時点 に限定
1歳以降 の再取得	—	特別な事情があ る場合に限り再 取得可能	再取得不可

※雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1ヵ月前までとすることができます。

◆2022年4月1日から義務化されている事項

① 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です!

以下のいずれかを実施(複数が望ましい)

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口を設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

個別の周知・意向確認が必要です!

【対象】妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者
【周知事項】①～④のすべて ※産後パパ育休は10月1日以降の申し出が対象

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

(育児休業の場合)

- ① 引き続き雇用された期間が1年以上 → 2022年4月1日より撤廃、要件は②のみに
- ② 1歳6ヵ月までの間に契約が満了することが明らかでない
※無期雇用労働者と同様の取り扱い(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)
※育児休業給付についても同様に緩和
※介護休業の取得要件についても、同様に緩和され「介護休業開始予定日から93日経過日から6ヵ月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない」のみに

◆育児・介護休業法 改正

(2022年4月1日施行)

- ① 個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置の義務化
- ② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和(2022年10月1日施行)
- ③ 出生時育児休業(通称「産後パパ育休」)の創設
- ④ 育児休業の分割取得(2023年4月1日施行)
- ⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化

② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の

① 雇用環境整備・周知 緩和

これまで努力義務だったのが、4月から雇用主に「雇用環境整備」の義務が課せられました。育児休業を取得しやすい雇用環境を作り、育児休業制度について従業員に周知し、取得するかどうかの意向確認を個別に確認することも義務となっています。

③ 産後パパ育休の創設

産後パパ育休とは別に、男性従業員が取得できる産後パパ育休(出生時育児休業)が創設されました。子の出生後、8週間以内に取り得る育児休業で、日数は4週間までです。

④ 育児休業の分割取得

これまで育児休業はタスキングを分けて取得することはできませんでした。10月からは2回に分けて取得することが可能となりました。また、1歳以降の育児休業の延長では、育児休業開始日を柔軟に設定できるようになり、夫婦で育休を途中交代しながら活用できるようになりました。

⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化(来々年4月1日)

従業員数千人超の企業を対象として、年1回、育児休業等の取得状況の公表が義務付けられます。

就業規則・労使協定等の見直し、お済みですか?

育児・介護休業法改正のポイント

2021年6月、育児・介護休業法が改正され、今年4月から段階的に施行されています。この10月からは「産後パパ育休」が新設、育児休業の分割取得も可能となりました。こうした法施行に伴い、各医療機関の就業規則・労使協定の見直しが必要となってくる場合がございますので、今一度、ご確認ください。

就業規則・労使協定等の見直し、お済みですか?

育児・介護休業法改正のポイント

が創設されました。子の出生後、8週間以内に取り得る育児休業で、日数は4週間までです。

④ 育児休業の分割取得

これまで育児休業はタスキングを分けて取得することはできませんでした。10月からは2回に分けて取得することが可能となりました。また、1歳以降の育児休業の延長では、育児休業開始日を柔軟に設定できるようになり、夫婦で育休を途中交代しながら活用できるようになりました。

⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化(来々年4月1日)

従業員数千人超の企業を対象として、年1回、育児休業等の取得状況の公表が義務付けられます。



あいさつする小山田会長

開会あいさつでは当会的小山田榮二会長が「コロナ禍で各協会では様々な活動に尽力されており、歯科医療費の総枠拡大に向けて、

8月28日(日)、保団連東北ブロック歯科会議がウェブで開催されました。東北6県ならびに保団連より25名の参加があり、当会からは小山田榮二会長(保団連理事)、黒田康之副会長、米持常任理事、事務局が出席しました。

活発な討論が行われた

保団連東北ブロック歯科会議

はじめに、保団連の宇佐美宏歯科代表より情勢報告があり、保団連の高畑裕樹事務局員より今後の取り組みについて提起されました。

情勢報告後には活発な全体討論があり、参院選挙の結果と分析、今次改定では施設基準として機器の購入などを前提とした改定で技術料が低評価となっているため、技術料を評価してもらおうという要望がいくつか挙げられ、金パラ問題では医療機関側の「逆ザヤ」も問題だが、患者の窓口負担の問題からも

各協会の活動を交流しながら、東北ブロックとして何ができるか、ご協議いただきたい」と述べました。

各協会からの活動報告では、米持常任理事より2021年度の活動総括や2022年度の活動方針、「歯科保険診療の手引き」の発行やテレホン相談、冊子やリーフなどの無償配布、金パラ会員署名や声明、組織現勢の推移、会員の先生方にご協力いただきました「麻醉薬剤料算定」についてのアンケート「結果の報告、講演会企画の検討など」これまでの取り組みや、直近の活動として「ハンドピースメンテナンスのポイント」、「東日本大震災被災者が必要な受診ができるよう求める請願」の県議会採択について報告しました。

金パラ 引き下げ

10月から 3,481円/g

歯科用貴金属随時改定で、これまで3,715円/gだった歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金パラ)の価格が10月から3,481円/gと引き下げとなりました。9月下旬に歯科会員の先生方には「歯科点数早見表2022年10月版」をお送りしております。ご活用いただければ幸いです。

オンライン資格確認システム導入 原則義務化に6割「反対」

6月7日、政府が閣議決定した「骨太方針2022」に、オンライン資格確認のシステム導入を来年4月から原則義務付けることが明記されました。それを受け、9月5日には来年4月から電子レセプト請求する医療機関にマイナンバーカードを保険証利用（法令名「電子資格確認」）できる体制整備を義務付けるとした療養担当規則改正が告示されました。ただ、官報告示は最終決定ではなく、年末にシステム導入状況を調査し、「地域医療に支障を生じる」などやむを得ない場合の必要な対応について検討を行うことになっていきます。年末に義務化の範囲（除外範囲のさらなる検討）が最終的に決定

地域で上がり始める戸惑いの声

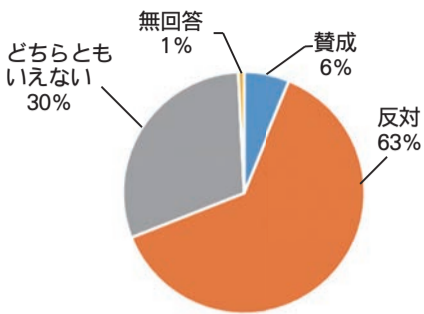
8月14日時点でオンライン資格確認を運用している診療所は内科・歯科ともに全国で18.1%。通例であれば来年2〜3月となる官報告示を急いだのは、カードリーダー申請・運用開始など進捗ペースを引き上げる手段が他にないためです。この間の進捗状況の遅れから、地域の医師会などでも戸惑いや異論が上がり始めています。

原則義務化に「反対」6割

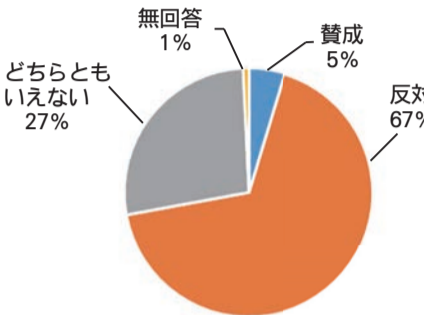
会員の先生方に行った「オンライン資格確認に関する緊急アンケート」の結果、原則義務化に「反対」が63%、「どちらともいえない」が30%でした。「どちらともいえない」が67%、保険証の原則廃止についても「反対」が67%、「どちらともいえない」が27%でした（アンケート調査結果の詳細については次号に掲載予定）。

医療現場からは、小規模・高齢、対応可能なスタッフがいらない、既に閉院予定、導入費用が巨額など様々な声が聞かれます。通信障害やセキュリティ事故が多発する中、オンライン資格確認導入に不安・懸念を抱える医院も多いのが実情で

オンライン資格確認のシステム導入の原則義務化について



保険証の原則廃止について



が対応できるか心配」「システム導入しているが、マイナンバーカードを持ってくる人が少ない」「マイナンバーカードに不安や不信感を持っている国民もたくさんいる」「レセコン業者が忙しいと全然順番が来ない」などの声が寄せられています。

子ども医療費助成

2022年9月末時点

岩手県	対象年齢	自己負担（レセプトごと）	所得制限
盛岡市	中卒まで	【未就学・住民税非課税】なし 【中卒まで】通院 750円 入院 2500円	なし
宮古市	高卒まで	【未就学】なし 【高卒まで】通院一部負担金 1/2 入院 5000円 (住民税非課税は入院の負担なし)	あり（未就学までなし）
大船渡市		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
奥州市	高卒まで	【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	あり（未就学までなし）
花巻市		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
北上市	高卒まで	【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	あり
久慈市		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
遠野市	高卒まで	【未就学】通院 750円 入院 2500円 【小学生入院】5000円 【小学生通院・中学生以上】一部負担金 1/2	あり 4歳の誕生日の末日までなし
一関市		【未就学・住民税非課税】なし 【小学生以上】通院 1500円 入院 5000円	
陸前高田市	高卒まで	【未就学・住民税非課税】なし 【小学生以上】通院 1500円 入院 5000円	あり
釜石市		【未就学・住民税非課税】なし 【小学生以上】通院 1500円 入院 5000円	
二戸市	高卒まで	【未就学】通院 750円 入院 2500円 【中卒まで】通院 1500円 入院 5000円	あり (3歳の誕生日の末日までなし)
八幡平市		【未就学・住民税非課税】なし 【小学生以上】通院 1500円 入院 5000円	
滝沢市	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
雫石町		通院 750円 入院 2500円 (住民税非課税はなし)	
葛巻町	高卒まで	通院 750円 入院 2500円 (住民税非課税はなし)	なし
岩手町		通院 750円 入院 2500円 (住民税非課税はなし)	
紫波町	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
矢巾町		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
西和賀町	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
金ケ崎町		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
平泉町	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
住田町		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
大槌町	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
山田町		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
岩泉町	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
田野畑村		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
普代村	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
軽米町		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
洋野町	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
野田村		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	
九戸村	高卒まで	通院 1500円 入院 5000円 (住民税非課税はなし)	なし
一戸町		【未就学・住民税非課税】なし 【高卒まで】通院 750円 入院 2500円	

子ども医療費 高3まで30市町村に

来年4月以降も地域医療を支えるすべての医療機関が現在と変わらず医療提供を続けられるよう、当会では、会員の先生方にご協力いただいたアンケートと署名を年末の再検討に活かすとともに、義務化の抜本的な見直しを求めています。

来年度はすべての自治体で高卒まで助成

現在、中卒までとなっている盛岡市は、来年度

の早期には高卒までを対象とすることが決まっています。自己負担は通院750円、入院2500円で約6400人が対象となります。久慈市でも来年度中に高卒まで対象とする予定です。滝沢市は来年4月に高卒まで拡大します。自己負担は県単と同様に通院1500円、入院5000円で所得制限もありません。23年度は高校生相当1674人のうち735

人が対象となります。現在の県内自治体の助成状況は一覧の通りです。助成が進んでいるとはいえ、住んでいる地域によって自己負担や所得制限があり、格差があるのが現状です。当会としては、今後も高卒まで所得制限なしで無料で受けられるよう、活動を進めています。

常任理事会日より8月

2022年 8月23日(火)

19:30〜20:53

盛岡フコク生命ビル 会議室

【出席者】 役員、事務局併せて12名

- 2022年7月期活動報告並びに2022年8〜9月期活動計画等が承認された
- 他団体での役職への推薦について承認された
- 2022年秋の組織拡大ならびに共済普及月間について承認された
- 県・市町村への要請書について承認された
- 「歯科会員アンケート」を実施することが承認された
- 会員および非会員に對して、マイナンバーカードの署名とアンケートを実施することが承認された
- 講演会の企画について承認された